

練馬区・区議会要望書意見及び対応方針

No.	ご意見	対応方針
1	<p>【令和2年6月19日 区議会意見書】</p> <p>1 水とみどり、防災、にぎわいの拠点としての具体的な機能を明らかにし、練馬城址公園の整備計画案を地元区である練馬区、練馬区議会と共に早期に作成すること。</p>	<p>「緑と水」「広域防災拠点」「にぎわい」という視点から、3つのコンセプトを設定し、「緑と水」「広域防災拠点」「にぎわい」の機能を發揮するための要素を明らかにしました。定期的に練馬区と情報連絡の場を設け、中間のまとめ公表時には区への意見照会を実施しました。令和2年6月に東京都公園審議会に諮問し、令和3年4月22日に答申の予定です。</p>
2	<p>2 整備計画案の作成にあたっては、公園周辺の住環境、地域住民および地域経済に十分配慮し、地域への貢献および地域との共存・共栄に積極的に取り組むこと。</p>	<p>ご意見を踏まえ、農業等を生かした地域連携により、人々の活気と交流を創出するなど、「都民に親しまれてきた土地のにぎわいを醸し出し、多様な人々が集い交流を生む空間づくり」を整備計画のコンセプトの1つに位置付けました。（4頁参照）今後、コンセプトの実現に取り組んでまいります。</p>
3	<p>3 事業化に向けたスケジュールを速やかに公表すること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、令和2年度第3回東京都公園審議会（令和2年11月）の審議資料において段階的な公園整備スケジュールの概略を示し、公表しました。また、14頁に「段階的な公園整備スケジュールの概略」を記載しております。</p> <p>令和3年度は答申後に整備計画を策定し、事業認可の取得を目指すとともに、既存施設の撤去及び公園施設の設計に着手する予定としております。今後、練馬区や関係部署と調整しながら、具体的な進め方と</p>

		スケジュールを決めてまいります。
4	4 事業化に向けて、パブリックコメントや説明会等により、区民への丁寧な説明と意見聴取を行うこと。	パブリックコメント（令和3年1月28日から同年2月27日）及び練馬区の協力を得てオープンハウス（令和3年2月12日、13日）を実施しました。
5	5 歴史的に貴重な機械遺産であるカルーセルエルドラドを練馬城址公園に残すこと。	カルーセルエルドラドについては、所有者である西武鉄道株式会社が今後活用する予定であり、本公園内に設置する予定はありません。
6	6 公園整備と併せ防災機能強化の観点から、都市計画道路補助第133号線（放射7号線から補助第172号線までの区間）は必要と考えるが、現道がないため慎重で丁寧な対応を行い、住民合意を図ったうえで早期の事業化に着手すること。	補助第133号線については、放射第7号線から補助第172号線までの区間が東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の優先整備路線に位置付けられています。 本区間は、石神井川と交差し高低差もあることから、現在、道路担当部署において、地形状況を踏まえ、道路の概略設計を実施しています。今後、準備が整い次第、補助第133号線の沿道の皆様にご理解をいただきため、事業概要及び測量の説明会等を行う予定としております。
1	<p>【令和2年7月27日 区長要請書】</p> <p>1 水とみどり、防災、にぎわいの拠点としての具体的な機能を明らかにし、周辺の住環境に配慮した練馬城址公園の整備計画案を、区と十分協議のうえ、早期に作成すること。特に次の事項については、重点的に検討されたい。</p> <p>(1) 石神井川を活かした水とみどりの拠点にふさわしい機能を盛り込むこと。</p>	<p>整備計画のコンセプトの一つを「豊かな緑と川のせせらぎを感じる中で、人々が憩い、安らぐことのできる空間づくり」としました。（4頁参照）</p> <p>石神井川沿いを「C 川辺の散策ゾーン」と設定し、川沿いの桜並木</p>

		や散策路の整備、水辺に近付くことができる親水空間の確保など要素として位置付けました。（8頁参照）
2	(2) 広域避難場所に加え、防災の拠点としての機能を充実させること。	整備計画のコンセプトの一つを「人々が迅速に避難でき、地域の防災機能の向上に繋がる拠点づくり」としました。（4頁参照）まとまった広場空間の確保し、災害応急や避難に対応する防災施設の整備、周辺からの避難を円滑に受け入れる動線の確保を進めてまいります。また、12頁の「計画平面図【最終開園（全面開園）・広域防災拠点としての機能・イメージ】」を追加しました。
3	(3) 地域との連携により、多様な活動が行われ活気をもたらす、にぎわいの拠点としての機能を創出すること。	整備計画のコンセプトの一つを「都民に親しまれてきた土地のにぎわいを醸し出し、人々が集い交流を生む空間づくり」としました。（4頁参照）農業等を生かした地域連携による人々の活気と交流の創出、民間との連携により多面的な使いができる空間の整備を位置付けました。
4	(4) 歴史的に貴重な機械遺産であるカルーセルエルドラドを練馬城址公園に残すこと。	カルーセルエルドラドについては、所有者である西武鉄道株式会社が今後活用する予定であり、本公園内に設置する予定はありません。
5	(5) 公園周辺部には、安全な歩行空間等を整備すること。	本計画では「区域外周部には、地形や周囲の状況等を考慮しながら、快適な利用のための園路」を設けることとしています。（5頁参照）今後、基本設計等において、貴区や関係機関と調整しながら検討してまいります。
6	2 整備計画の策定に向けて、パブリックコメントや説明会等により、区民への丁寧な説明と意見聴取を行うこと。	パブリックコメント（令和3年1月28日から同年2月27日）及び貴区の協力を得てオープンハウス（令和3年2月12日、13日）を実施

		しました。また、14 頁に「段階的な公園整備スケジュールの概略」を記載しております。
7	3 段階的な公園整備のプロセスおよび事業のスケジュールを早期に明らかにすること。	令和2年度第2回東京都公園審議会（令和2年9月）の審議資料において、ゾーニング案とイメージ案（参考図）を示し、令和2年度第3回東京都公園審議会（令和2年11月）の審議資料において段階的な公園整備スケジュールの概略を示し、公表しました。また、パブリックコメント期間中（令和3年1月28日から同年2月27日）に練馬区の協力を得て、オープンハウス（令和3年2月12日、13日）を実施し、整備計画（中間のまとめ）を都民に対し説明する機会を設けました。
8	4 スタジオツアーオー施設等が、整備計画に定める機能の一翼を担うものとなるよう、区とともに、関係者に働きかけること。	覚書に基づき、貴区と協力しながら事業者と調整してまいります。
9	5 都市計画道路補助第133号線（放射第7号線から補助第172号線までの区間）は、関係住民に対し、慎重かつ丁寧な対応を行い、住民合意を図ったうえで、早期の事業化に着手すること。	補助第133号線については、放射第7号線から補助第172号線までの区間が東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の優先整備路線に位置付けられています。 本区間は、石神井川と交差し高低差もあることから、現在、道路担当部署において、地形状況を踏まえ、道路の概略設計を実施しています。今後、準備が整い次第、補助第133号線の沿道の皆様にご理解をいただきため、事業概要及び測量の説明会等を行う予定としております。
10	6 練馬城址公園の整備にあわせ、周辺都市基盤整備に協力すること。	今後、貴区や関係機関と調整しながら検討してまいります。

	【令和2年10月16日 区議会請願】	
1	1 石神井川沿いの桜並木など、季節感豊かな遊園地「としまえん」のみどりは、長年区民に親しまれているため、既存樹木などを活かした整備をすること。	整備計画のコンセプトの一つを「豊かな緑と川のせせらぎを感じる中で、人々が憩い、安らぐことのできる空間づくり」とし、既存の樹木を生かしながら区域内の緑を増加することとしています。
2	2 災害時に避難場所として有効に機能するためには、周辺近隣住民の協力が不可欠であるため、住民の活動が円滑に行えるよう、必要な物資や資材が備蓄できる施設を設けること。	東京都地域防災計画に示された役割分担に基づき、都立公園においては、区、市、町から設置の申請に基づき、設置許可をしております。
3	3 遊園地「としまえん」では、これまで区民が参加する多くのイベントが行われているため、今後も地域の交流活動ができる空間を確保すること。	整備計画のコンセプトの一つを「都民に親しまれてきた土地のにぎわいを醸し出し、人々が集い交流を生む空間づくり」としました。（4頁参照） 農業等を生かした地域連携による人々の活気と交流の創出、民間との連携により多面的な使い方ができる空間の整備を位置付けました。
4	4 公園の整備内容やスケジュールを早急、かつ丁寧に区民に説明すること。	令和2年度第2回東京都公園審議会（令和2年9月）の審議資料において、ゾーニング案とイメージ案（参考図）を示し、令和2年度第3回東京都公園審議会（令和2年11月）の審議資料において段階的な公園整備スケジュールの概略を示し、公表しました。また、パブリックコメント期間中（令和3年1月28日から同年2月27日）に練馬区の協力を得て、オープンハウス（令和3年2月12日、13日）を実施し、整備計画（中間のまとめ）を都民に対し説明する機会を設けました。
5	5 遊園地「としまえん」は、多くの区民の思い出が詰まった場所である。特にカルーセルエルドラドは、機械遺産に認定されて	としまえんがあったことも踏まえ、「都民に親しまれてきた土地のにぎわいを醸し出し、多様な人々が集い交流を生む空間づくり」を整備

	<p>いる歴史的に貴重な文化遺産であり、としまえんを象徴する景観であることから、練馬城址公園内に残すこと。</p>	<p>計画のコンセプトの一つとして設定し、「としまえん」や「練馬城址豊島園」等、土地の歴史的背景を生かすこととしています。施設（案）としてBゾーンの「管理所・案内所」は、城跡、「練馬城址豊島園」、「としまえん」の歴史や緑豊かな自然環境を伝える場、Dゾーンの草地広場の一部は「としまえん」の記憶を伝える遊具広場を計画しております。</p> <p>なお、カルーセルエルドラドについては、所有者である西武鉄道株式会社が今後活用する予定であり、本公園内に設置する予定はありません。</p>
6	<p>6 都市計画道路補助第133号線は、災害時に練馬城址公園への避難路や物資輸送路となることから、住民の理解を得ながら早期に整備すること。</p>	<p>補助第133号線については、放射第7号線から補助第172号線までの区間が東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の優先整備路線に位置付けられています。</p> <p>本区間は、石神井川と交差し高低差もあることから、現在、道路担当部署において、地形状況を踏まえ、道路の概略設計を実施しています。今後、準備が整い次第、補助第133号線の沿道の皆様にご理解をいただくため、事業概要及び測量の説明会等を行う予定しております。</p>